

審議会会議録

会議名称	令和元年度 第2回伊達市国民健康保険運営協議会	
議 題	○議 事 議案第1号 国民健康保険制度の改正概要について	
書面会議日	令和2年3月27日（金）	
参 加 者	伊達市国民健康保険運営協議会委員9名	
	所管部課名	健康福祉部保険医療課
<p>令和元年度第2回伊達市国民健康保険運営協議会は新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、書面決議による開催とし、結果は次のとおりとなりました。</p> <p>議案 【議案第1号 国民健康保険制度の改正概要について】 書面による意見なし 議案について承認</p>		

令和元年度 第2回

伊達市国民健康保険運営協議会

会 議 次 第

1. 議 事

議案第1号 国民健康保険制度の改正概要について

議案第 1 号 国民健康保険制度の改正概要について

※別紙資料

国民健康保険税の課税限度額の見直しについて

■地方税法施行令の改正理由

被用者保険では健康保険法で最高等級の標準報酬月額に該当する被保険者割合が 1～1.5%と定められていることを踏まえ、国民健康保険も賦課限度額の超過世帯割合が 1.5%に近づくよう、近年、国は地方税法施行令にて限度額を段階的に改正している。

平成 31 年度の限度額超過世帯の割合は、国民健康保険料（税）全体で 1.79%（昨年度 1.97%）となっていることから、令和 2 年度については、「3 万円」を引上げ、下表のとおり見直すこととなった。

●限度額超過世帯の割合（令和 2 年度（厚生労働省推計））

	基礎賦課分	後期高齢者 支援金等分	介護納付金分	計
現 行	2.11%	1.79%	1.11%	1.79%
R2 改正後	1.99%	1.79%	1.00%	1.68%

●国民健康保険税（料）賦課限度額の見直し

	基礎賦課分	後期高齢者 支援金等分	介護納付金分	計
現 行	61 万円	19 万円	16 万円	96 万円
R2 改正後	63 万円 (+2 万円)	19 万円	17 万円 (+1 万円)	99 万円 (+3 万円)

■伊達市の対応

当市では平成 30 年度決算で一般会計からの法定外繰入を要す収支不足とはならなかったものの、一人当たりの保険給付費が増加傾向で今後も厳しい財政状況が続くと見込まれることや、北海道から法定額より低い限度額は「負担の不公平是正又は中間所得者層の加重な負担」の観点から留意するよう通知があったことを踏まえ、平成 31 年度（令和元年度）末に伊達市国民健康保険税条例の改正について専決処分を行い、令和 2 年 4 月以降の議会で承認議決を求める予定である。

なお、賦課限度額に達している世帯・限度超過額並びに限度額改正により影響のある世帯数・金額等は次表のとおり。

●伊達市の賦課限度額の現状と改正後の影響

限度額改正により、超過額から 2,455,887 円の税収が確保できる試算結果となった。

	現 行		R2 改正後	
	限度額到達世帯数	限度超過額（円）	限度額到達世帯数	影響額（円）
基礎賦課分	107	51,427,268	101	2,072,272
後期高齢者支援金等分	69	8,289,909	0	0
介護納付金分	40	4,440,637	36	383,615
計	37	91,454,798	36	2,455,887

※R2 改正後の数値は平成 31 年度賦課ベースにより試算したもの（令和 2 年 2 月 10 日現在）。

※計の世帯数は基礎賦課分、後期高齢者支援金等分、介護納付金分の全てにおいて限度額を超過している世帯。

※計の限度超過額は、限度額到達により賦課できなかった金額の全てを計上している。

国民健康保険税の5割・2割軽減の拡充について

■ 地方税法施行令の改正理由

現下の経済動向等を踏まえ、経済の好循環を確実なものとする視点から物価上昇の影響により低所得者が軽減対象から外れてしまわないように国民健康保険税の軽減判定所得の基準を見直すもので、次のとおり拡充を行うもの。

● 軽減判定所得

(現 行)

- ・ 7割軽減基準額＝基礎控除額 (33万円)
- ・ 5割軽減基準額＝基礎控除額 (33万円)
+ 28万円 × (被保険者数 + 特定同一世帯所属者数)
- ・ 2割軽減基準額＝基礎控除額 (33万円)
+ 51万円 × (被保険者数 + 特定同一世帯所属者数)



(5割・2割軽減の基準額の見直し後)

- ・ 7割軽減基準額＝基礎控除額 (33万円)
- ・ 5割軽減基準額＝基礎控除額 (33万円)
+ 28.5万円 × (被保険者数 + 特定同一世帯所属者数)
- ・ 2割軽減基準額＝基礎控除額 (33万円)
+ 52万円 × (被保険者数 + 特定同一世帯所属者数)

■ 伊達市の対応

地方税法第七百三条の五の規定により、「…政令で定める基準に従い当該市町村の条例で定めるところによつて、当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額又は世帯別平等割額を減額するものとする。」とされていることから、地方税法の改正に合わせて国民健康保険税条例の改正について専決処分を行い、令和2年4月以降の議会で承認議決を求める予定である。

なお、当市において保険税軽減を受ける世帯数・被保険者及び保険税収入の影響額は次ページの表のとおり。

●伊達市の5割・2割軽減拡大による対象世帯・被保険者及び保険税調定額

《基礎賦課分・後期高齢者支援金等分》

	7割軽減		5割軽減		2割軽減	
	世帯数	被保険者数	世帯数	被保険者数	世帯数	被保険者数
現行	1,983	2,480	865	1,413	624	1,073
R2 改正後	1,983 (-)	2,480 (-)	880 (+15)	1,442 (+29)	629 (+5)	1,071 (▲2)

《介護納付金分》

	7割軽減		5割軽減		2割軽減	
	世帯数	被保険者数	世帯数	被保険者数	世帯数	被保険者数
現行	811	865	279	324	195	233
R2 改正後	811 (-)	865 (-)	285 (+6)	332 (+8)	192 (▲3)	228 (▲5)

《国民健康保険税額》

	調定額 (円)
現行	709,971,992
R2 改正後	709,204,092
差額	▲767,900

※R2改正後の数値は平成31年度賦課ベースにより試算したもの。